

加古川市自動録音電話機等購入補助事業 申請の手引き



特殊詐欺の被害が増加しています。特殊詐欺のうち、還付金詐欺や振り込め詐欺などの被害は、自宅に犯人から電話がかかってくることから始まります。被害を防ぐには、自動録音機能付き電話機が有効です。

加古川市では、被害を防止するため、65歳以上の方が自動録音機能付き電話機または外付け録音機を購入した場合に、費用の一部を補助します。

【申請期限】

令和7年1月31日(金) (必着)

※予算額に達した場合は、早期に受付を終了する場合があります。

加 古 川 市

問い合わせ先 加古川市 市民協働部 生活安全課 防犯安全係
〒675-8501 加古川市加古川町北在家 2000 番地 (新館2階)
電 話 079-427-9760 Fax 079-427-3525

1 補助の内容

<p>(1)補助の対象者</p>	<p>加古川市に住民登録があり、その住所に実際に居住している方で、<u>令和7年3月31日時点での年齢が65歳以上の方</u> (生年月日が昭和35年4月1日以前の方)</p> <p>※上記対象者と同居している方からの申請も受付します。 ※令和7年3月31日時点での年齢が65歳未満の方で、認知症のおそれがあるなどの理由で申請を希望される場合は、市 生活安全課までお問合せください。</p>
<p>(2)補助の要件</p>	<p>以下の①～③すべてを満たすこと。</p> <p>①補助の対象者、または対象者の同居者が、<u>以下の2つの機能をすべて備えた固定電話機または外付け録音機を購入すること。</u></p> <p>(ア) 呼び出し音が鳴る前に、自動で相手に対し「通話を録音します」などの警告メッセージを流す機能 (イ) 通話内容を自動で録音する機能</p> <p>※どちらか一方の機能だけでは補助対象になりません！ 対象機器については、別紙「加古川市自動録音電話機等購入補助金対象機器リスト」をご覧ください。</p> <p>②購入日が<u>令和6年4月1日～令和7年1月31日</u>の間であること。</p> <p>※予算額に達した場合は、早期に受付を終了する場合があります。</p> <p>③同一住所につき1台の申請であること。 (親機と子機をセットで購入する場合は1セット)</p> <p>※65歳以上の方が2名以上同居している場合でも、申請は同一住所につき1台のみとなります。</p>
<p>(3)補助金額</p>	<p>補助対象機器の種類に応じて、以下のとおり上限金額があります。</p> <p>①固定電話機：10,000円まで ②外付け録音機：5,000円まで</p> <p>※①②とも、購入金額が上記の額より少ない場合は、補助金額は購入金額(100円未満切り捨て)となります。また、購入金額とは、消費税及び地方消費税込みの金額です。</p>
<p>(4)補助の対象にならないもの</p>	<p>①機器の代金以外の費用 (修理、点検、消耗品の交換、電気代、設置、配送等の費用) ②はばタン Pay+など、自治体の補助金を利用して購入したもの ③ポイントを利用して購入した場合のポイント利用分 ④ネットオークションやフリマアプリなどで購入したもの</p>

2 提出書類

- (1) 領収書またはレシートのコピー
購入日、購入機器の型番や品番、購入金額がわかるもの
- (2) 取扱説明書やカタログのコピー
購入機器の型番や品番がわかるもの
- (3) 振込先がわかるもの（キャッシュカードや通帳など）のコピー
金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人のフリガナがわかるもの

3 手続きの流れ

①補助対象機器の購入

- ・必ず補助対象機器かどうかを確認のうえ購入してください。別紙「加古川市自動録音電話機等購入補助金対象機器リスト」に記載されていない機器を購入される場合は、必ず購入前に市生活安全課までお問合せください。

②申請書類の提出

- ・「2 提出書類」に記載の書類を揃えて提出してください。
- ・提出前に、別紙「令和6年度加古川市自動録音電話機等購入補助金申請書チェックシート」により、不足書類などがいないか確認をしてください。

③審査

- ・市生活安全課で補助金の交付について、提出書類をもとに審査をします。

④補助金の支払い

- ・審査完了後、市より申請書類に記載の振込先へ補助金を支払います。
（受付から1～2ヶ月かかります。）
- ・支払いの際には、「補助金交付決定通知書」を申請書記載のご住所へ郵送します。

4 提出先

【窓口での提出】

〒675-8501 加古川市加古川町北在家 2000 番地
加古川市 市民協働部 生活安全課（新館 2 階 26 番窓口）
または各市民センター、東加古川市民総合サービスプラザ

【インターネットでの提出】

かがわオンライン申請システムからも申請できます。
スマートフォン等で右の QR コードを読み取ってアクセスしてください。
※初めて利用する場合は、かがわオンライン申請システムへの登録が必要となります。

かがわ
オンライン申請システム



5 注意事項

- この冊子の「1 補助の内容」をよく確認のうえ申請してください。対象者の要件や補助の要件を満たしていない場合は、補助金を交付できません。
- 購入した機器は必ず住民登録のある居住地で使用してください。
- ネットショップで購入したのも対象ですが、その場合も領収書の写しが必要ですのでご注意ください。領収書の発行方法については、各ネットショップのホームページなどでご確認ください。
- オークションやフリマアプリ（サイト）で購入した場合は補助金を申請できません。
- 購入した機器は、購入日から6年間は加古川市の承認なしに譲渡、交換、売払、貸付けを行い、または担保に供するなどの財産の処分をすることはできません。

6 よくあるお問い合わせ

問1 対象機器を教えてください。

別紙「加古川市自動録音電話機等購入補助金対象機器リスト」をご覧ください。このリストに掲載していないものでも、必要な機能をすべて備えている機器であれば補助の対象になりますが、購入前に必ず市生活安全課までお問合せください。

必要な機能：①呼び出し音が鳴る前に、自動で相手に対し「通話を録音します」などの警告メッセージを流す機能
②通話内容を自動で録音する機能

問2 外付け録音機とは何ですか？

固定電話機に接続して使用する機器です。外付け録音機も、必要な機能を備えていることが補助の条件になりますので、上記「問1」の内容をご確認ください。

問3 住民票の住所と実際に住んでいる場所が異なります。

補助の対象者は、加古川市に住民登録があり、その住所に実際に居住している方です。住民登録地と実際の居住地が異なる場合は、補助金の申請はできません。

問4 補助の対象者になる両親がいます。補助金を申請したいのですが、別居の家族でも申請できますか？

申請は、補助の対象者ご本人、または同居の方からのみ受付します。別居のご家族からの申請はできません。

問5 対象機器を令和6年3月に購入しました。補助の対象になりますか？

補助の対象は、購入日が令和6年4月1日～令和7年1月31日の間の機器です。それ以外の日に購入した機器は対象になりません。

問6 ネットショップでの購入は補助の対象になりますか？

ネットショップでの購入も補助の対象になります。ただし、その場合も領収書の写しが必要ですのでご注意ください。領収書の発行方法については、各ネットショップのホームページなどでご確認ください。また、送料やポイント利用分は補助対象外ですので、申請の際は、送料やポイント利用分を差し引いた金額で申請してください。

問7 オークションやフリーマーケット、フリマアプリ（サイト）での購入は補助の対象になりますか？

オークションやフリーマーケット、フリマアプリ（サイト）での購入は補助の対象にはなりません。

問8 購入時にポイントを利用した場合は、補助金額はどうなりますか？

購入金額のうち、ポイント利用分を差し引いて補助金額を計算します。

(例) 10,000 円の電話機を購入し、支払い時に 2,000 ポイントを利用した場合
→補助金額は、10,000 円から 2,000 円を差し引いた 8,000 円となります。

問9 補助金額の計算方法を教えてください。

(例) 固定電話機を購入する場合

• 購入金額 12,000 円
→補助金額の上限は 10,000 円なので、補助金額は 10,000 円となります。

• 購入金額 8,778 円
→購入金額が 10,000 円に満たないので、補助金額は 100 円未満を切り捨て、8,700 円となります。

(例) 外付け録音機を購入する場合

• 購入金額 6,000 円
→補助金額の上限は 5,000 円なので、補助金額は 5,000 円となります。

• 購入金額 4,290 円
→購入金額が 5,000 円に満たないので、補助金額は 100 円未満を切り捨て、4,200 円となります。

※購入金額が補助金の上限に満たない場合で、100 円未満の端数があるときは、100 円未満を切り捨てます。

問 10 領収書（レシート）を紛失しました。

販売店に再発行できるかお問合せください。なお、販売店で再発行できない場合は、購入したことの確認ができませんので、補助金の申請はできません。

問 11 購入した対象機器が不要になりました。処分してもいいですか？

補助金の交付を受けた場合、購入後 6 年間は加古川市の承認なしに譲渡、交換、売払、貸付けを行い、または担保に供するなどの財産の処分をすることはできません。補助金の全部または一部を返還いただく場合がありますのでご注意ください。

問 12 本人確認書類は必要ないですか？

広報かこがわ 5 月号では、「本人確認書類」も必要書類の 1 つとして掲載しておりましたが、手続きの簡便化の観点から省略することとなりました。なお、本人確認書類の提示やコピーの提出は必要ありませんが、申請にあたり公簿の調査について同意いただく必要がありますのでご了承ください。